

陸運事業場の

# レベルアップ支援事業



陸災防が実施するレベルアップ支援事業は、積極的に労働災害防止の水準を高めようとする事業場に対し、その安全衛生水準の一層の向上を図るための仕組みづくりを、段階的に支援をする制度です。

## レベルアップ支援事業のフロー

### 安全管理士等による支援

#### 取組(その1)

##### <年間安衛計画の作成等>

- ・安全度評価チェックシートによるチェック
- ・労働災害発生状況
- ・ヒヤリ・ハット、RA結果
- ・健康管理

#### 取組(その2)

##### <安衛管理規程(労災)作成>

- ・「モデル安全衛生管理規程・安全衛生計画」の説明と自社規程の作成・整備

### (2) 個別支援 (2回程度)

#### 取組(その3)

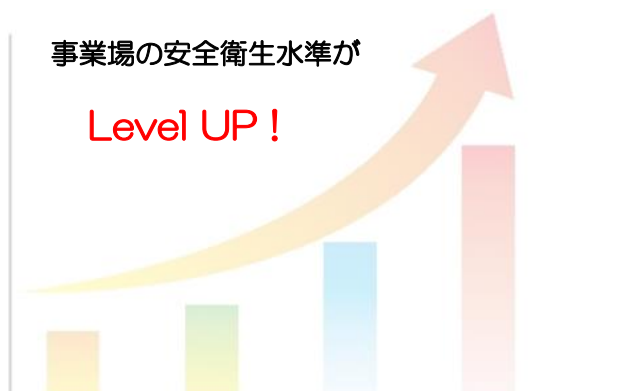
- 1 安全衛生管理規程整備
- 2 年間安全衛生計画整備
- 3 リスク低減の取組(RA導入など)
- 4 労働安全衛生マネジメントシステム導入

### 取組の評価

#### 取組(その4)

##### <安全衛生水準の評価>

- 1 年間計画の進捗等に対する評価
- 2 安全衛生水準向上のためのチェックシートによる評価 (取組前、取組中、取組後)
- 3 リスクアセスメントによるリスク低減効果の評価



本制度は、厚生労働省補助事業のため、費用は掛かりません。

労働災害を起こさない！という熱意のある事業場を募集しています。  
レベルアップ支援事業のお申込みは、陸災防各都道府県支部へ。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山口県支部

住所：山口市宝町 2-84

電話：083-922-0978

# 陸運事業場の安全衛生レベルアップ支援事業

～ 安全衛生優良企業育成プログラム ～

(目的) 自社の労働災害防止の水準をさらに高めようとする事業場(「レベルアップ支援事業場」)に対し、その安全衛生水準の一層の向上を図るための「仕組みづくり」を支援する。また、安全衛生優良企業認定についても支援する。

## 安全衛生レベルアップ支援の仕組み

### 1 集団指導 (セミナー、説明会等)

#### (1) レベルアップ制度説明会の開催

- ・レベルアップ支援制度周知のための説明会等の開催

#### (2) 事業場の参加

#### (3) レベルアップ支援事業場登録

- ・一支部あたり 5～10事業場

### 《参加事業場における自主的取組》

#### 【制度に関係するセミナー等へ参加】

- ・労働安全衛生マネジメントシステムの説明会
- ・リスクアセスメント(RA) 研修
- ・メンタルヘルス、過重労働防止等関係セミナー
- ・安全衛生優良企業認定制度の説明会

### 2 安全管理士等による支援

#### (1) 集合支援 (3回程度)

##### 取組(その1)

##### <年間安衛計画の作成等>

- ・安全度評価チェックシートによるチェック
- ・労働災害発生状況
- ・ヒヤリ・ハット、RA結果
- ・健康管理

##### 取組(その2)

##### <安衛管理規程(労災)作成>

- ・「モデル安全衛生管理規程・安全衛生計画」の説明と自社規程の作成・整備

#### (2) 個別支援 (2回程度)

##### 取組(その3)

- 1 安全衛生管理規程整備
- 2 年間安全衛生計画整備
- 3 リスク低減の取組(RA導入など)
- 4 労働安全衛生マネジメントシステム導入

### 3 取組の評価

#### 取組(その4)

##### <安全衛生水準の評価>

- 1 年間計画の進捗等に対する評価
- 2 安全衛生水準向上のためのチェックシートによる評価 (取組前、取組中、取組後)
- 3 リスクアセスメントによるリスク低減効果の評価

参加事業場の安全衛生水準の向上

レベルアップ支援事業終了後の取組  
(必要に応じ支援)



安全衛生優良企業認定(厚生労働省)への取組み

リスクアセスメントの実施

簡易陸災防労働安全衛生マネジメントシステムの認定  
(簡易RIKMS: 検討中)

## 安全衛生管理水準向上のためのチェックシート（安全度評価）

このチェックシートは、陸運事業場の安全衛生管理水準の向上を目的として、事業場の安全度を評価するものです。安全衛生水準が不十分と判定された場合は、計画に改善を図りましょう。

チェックシートは、主に年間安全衛生計画の適正な作成・実施と安全衛生管理規程の作成・整備を中心としたものです。個々の安全衛生対策については、「職場の安全衛生自主点検表」や「陸運業の交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」をご参照下さい。

（評価方法）事業場単位で評価を行います。それぞれの項目について、該当する場合はその点数を、該当しない場合は0点を評価点の欄に記入します。中間の点数は付けません。

1回目 年 月 日

2回目 年 月 日

3回目 年 月 日



### チェック 1 基本的な安全衛生の仕組みの評価

チェック項目	安全衛生水準の評価基準	評価点			コメント
		1回	2回	3回	
1-(1)「安全衛生方針」の表明	表明あり（3点）				
	経営方針等に記載され、目的・内容が具体的である（2点）				
1-(2)「安全衛生目標」の設定	設定あり（3点）				
	一定期間内の達成目標が数値化されている（2点）				
1-(3)「年間安全衛生管理計画」の作成	作成あり（5点）				
	項目も網羅され達成目標も示されている（2点）				
	交通労働災害防止が含まれている（2点）				
	荷役労働災害防止が含まれている（2点）				
1-(4) 計画の実施の評価	計画の実施状況の評価が年度途中に実施されている。（3点）				
	計画の実施状況の評価が年度末に実施されている。（2点）				
	評価方法、評価基準が具体的に定められている。（2点）				
	評価結果が次年度の計画に反映されている。（2点）				
判定 1 基本の仕組み 合計 30点	0～15点(要改善) 16点～23点(良) 24点～30点(優)				

### チェック 2 安全衛生管理体制等の評価

チェック項目	安全衛生水準の評価基準	1回	2回	3回	コメント
2-(1)「安全衛生管理規程」の作成	作成あり（5点）				
	事業場の安全衛生管理体制が明記されている。（2点）				
	安全衛生関係の管理者の職務・権限が明記されている。（2点）				
	運転者・作業者等の遵守事項が明記されている。（2点）				
	安全衛生の教育・訓練が明記されている。（2点）				
	交通労働災害防止関係が含まれている。（2点）				
	荷役労働災害防止関係が含まれている。（2点）				
2-(2) 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進	(労働者数が 50 人以上の場合) 安全管理者が選任されている。（2点）				

者の選任状況 5	安全管理者の資格者が必要数以上いる。(1点)				
	衛生管理者が選任されている。(2点)				
	(労働者数が50人未満の場合) 安全衛生推進者が選任されている。(3点)				
	安全衛生推進者の資格者が必要数以上いる。(2点)				
2-(3) 交通労働災害防止 担当管理者の選任	交通労災防止を担当する管理者を選任している。(2点)				
	交通労災防止担当管理者に、必要な教育を実施している。(2点)				
2-(4) 安全衛生教育	雇入れ時の安全衛生教育を実施している。(1点)				
	現場責任者クラスに対する安全衛生教育を実施している。(1点)				
2-(5) 災害の防止を職 場内で話し合う場	労働災害の防止に関することを職場内で話し合う場設けている (2点)				
判定2 管理体制 合計30点	0~15点(要改善) 16点~23点(良) 24点~30点(優)				

※安全衛生管理規程は、労働災害防止に関する基本的事項をとりまとめたものです。

※安全衛生管理規程には、安全衛生管理体制、管理者の職務・権限、運転者・作業員等の遵守事項、安全衛生教育訓練等がある。

※現場責任者クラスに対する安全衛生教育は、職長教育に準ずる教育のことです。

### チェック3 リスクアセスメント等のリスク低減措置の評価

チェック項目	安全衛生水準の評価基準	1回	2回	3回	コメント
3-(1) リスクアセス メント研修	受講させている(3点)				
	管理者及び従業員両方を受講させている(1点)				
3-(2) リスクアセス メントの実施	導入して実施している(3点)				
	リスクアセスメントを年間安全衛生計画に生かしている。(2点)				
	安全作業マニュアル作成に生かしている。(2点)				
3-(3) 災害事例の検討	行っている(1点)				
3-(4) 交通労災防止の KYT(またはKYK)	実施している(1点)				
3-(5) 荷役関係の KYT(またはKYK)	実施している(1点)				
3-(6) ヒヤリハット活 動	ヒヤリ・ハット等職場や作業の潜在的な危険性を把握する活動を行 っている(1点)				
判定3 リスクアセスメント等 合計15点	~7点(要改善) 8点~11点(良) 12点~(優)				

※ 交通 KYT は交通危険予知訓練、交通 KYK は交通危険予知活動のことです。

### チェック4 荷役運搬作業の安全管理の評価

チェック項目	安全衛生水準の評価基準	1回	2回	3回	コメント
4-(1) 作業計画の作成	作成している(2点)				
4-(2) 作業指揮者の 選任	車両系荷役運搬機械等作業指揮者を選任している。(1点)				
	車両系荷役運搬機械等作業指揮者の教育を受講させている。(1点)				

	積卸し作業指揮者を選任している。(1点)				
	積卸し作業指揮者の教育を受講させている。(1点)				
4-(3) 安全作業マニュアルの整備	主な危険作業について必要な安全作業マニュアルが整備されている(1点)				
4-(4) 作業開始前点検の実施	フォークリフトの作業開始前点検を実施している。(1点)				
4-(5) 保護帽の使用	保護帽を着用させている(1点)				
	保護帽はすべて墜落時保護用である。(1点)				
判定4 荷役運搬作業 合計10点	～5点(要改善) 6点～7点(良) 8点～10点(優)				

#### チェック5 交通労働災害防止の安全管理の評価

チェック項目	安全衛生水準の評価基準	1回	2回	3回	コメント
5-(1) 運行管理者	運行管理者を選任している(2点)				
5-(2) 36協定の届出	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)の届出を労働基準監督署にしている(2点)				
5-(3) 走行計画	必要な走行計画の作成及び指示がなされている(2点)				
5-(4) 点呼の実施	乗務前の点呼を必ず実施している(2点)				
5-(5) 点検・整備	車両等の点検・整備を法令に基づき行っている(1点)				
5-(6) 安全作業連絡書	安全作業連絡書等で運転者の荷役作業等の把握をしている(1点)				
判定5 交通労災防止 合計10点	～5点(要改善) 6点～7点(良) 8点～10点(優)				

#### チェック6 健康管理の評価

チェック項目	安全衛生水準の評価基準	1回	2回	3回	コメント
6-(1) 健康診断	雇入れ時の健康診断を実施している(1点)				
	定期健康診断を実施している(1点)				
	定期健康診断の受診率は100%である(1点)				
	深夜業従事者に対し健康診断を年2回実施している(1点)				
6-(2) 面接指導	長時間労働者に対する医師の面接指導制度を周知している。(1点)				
判定6 健康診断 合計5点	～3点(要改善) 4点(良) 5点(優)				

7 総合評価

項目	1回	2回	3回	コメント
	/	/	/	
判定1 基本の仕組み				
判定2 管理体制				
判定3 リスクアセスメント等				
判定4 荷役運搬作業				
判定5 交通労災防止				
判定4 健康診断				
総合点数				(チェック1～6の点数を合計します。)
換算点				(非該当項目がある場合は、該当に対する%を点数に換算します。)
総合評価				(今後の対応などを記載します。)

※総合評価：～60点（要改善） 61点～79点（良） 80点～（優）

ご安全に！